

# 児童・障がい者・高齢者虐待

こんな時は

子育てに悩む親がいたら

ご自身が出産や子育てに悩んだら

虐待を受けたと思われる子どもがいたら

「児童相談所」や「あいくる」にご連絡ください。



ためらわず  
知らせつつなぐ  
命の輪

11月は防止  
児童虐待月間  
推進です。

★子どもの健やかな成長は、町民すべての願いです。

子どもは本来、親の深い愛情と理解のある家庭環境の下で育まれる存在です。限りない可能性を秘め、次代を担う子どもたちの健やかな成長は町民すべての願いです。

町では、児童相談に応じる窓口を設置し、児童相談所とも連携を取り、保護が必要と思われる児童について関係者で情報共有して複数の方面から見守る協議会を設置しています。

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

連絡は匿名でも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

児童相談所  
全国共通  
ダイヤル

0570-064-000



お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部地域で使えないことがあります。※一部のIP電話からはつながりません。

社会全体で解決すべき問題です

# 地域で見守る・みんなで防ぐ

## ★障がい者、高齢者の相談にも応じています。

近年では児童だけではなく、障がい者、高齢者の方についても法に基づき、虐待も含めた相談に対応しています。いち早く発見し、支援の手を差し伸べるためにも、社会全体の協力が求められており、町ではそれぞれ虐待防止ネットワーク事業を実施して早期発見・見守りに努めています。

## ★虐待とは…

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト (介護・世話の放棄)	心理的虐待	経済的虐待 (障がい者・高齢者)
				
たたく、ける、殴る、縛りつける、閉じ込める、不要な薬を飲ませるなど	裸にする、わいせつな話をする、わいせつな映像を見せるなど	十分な食事を与えない、不潔な環境で生活させるなど	どなる、悪口を言う、ののしる、わざと無視するなど	勝手に財産や預貯金を使う、日常生活に必要なお金を与えないなど

※このような行為は、家族・親族だけでなく、施設職員やサービス事業者が行っている場合も虐待となります。

## ★虐待を防ぐために！～私たちができること～

- 声を掛け合う…日常的なあいさつなど、言葉を交わすことから、近所の人と顔が見える関係づくりをしましょう。
- 見守り…家族のちょっとした変化に気付き、異変を感じたら声を掛けましょう。
- 相談…虐待を防ぐためには、育児や障がい・介護に対して正しい知識を持つこと、家族で問題を抱え込まないことが大切です。  
分からないこと、困ったことがあれば「あいくる」に相談してみましよう。

## ★虐待についてどこに相談、連絡すればいいの？

「もしかして虐待だろうか…？」と思ったら、虐待を深刻化させないためにも、勇気を持ってすぐに相談または通報しましょう。相談の内容、通報した人の秘密は守られます。

(※通報は、誤報でも罰せられません。匿名でもかまいません。)

## 虐待（児童・障がい者・高齢者等）に関する相談窓口

# 保健福祉総合センター「あいくる」

# ☎ 378 - 5888

# 児童・障がい者・高齢者虐待は